

みやざき物産館KONNE「み」の下マルシェ募集案内

● 実施要項

1 イベント利用期間

要相談。

2 実施場所

みやざき物産館KONNE みの下マルシェ（店外）

3 実施時間

午前9時30分～午後4時00分（この間の出店時間は応相談）

4 利用者

「センターが運営する特定施設における展示及び委託販売者に関する規程」第3条（以下参照）に規定する出展者であること。

(1) 県内に主たる事業所または支店等を有していること

(2) 営業を営むため、官公庁より受けた許可証等を有していること

※前提の規定は、移動販売車による販売を営む者も含まれるものとする。

5 取扱商品

同規程第4条（以下参照）に規定する県産品であること。

(1) 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること

(2) 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当するものであること

ア 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの

イ 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの

ウ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの

6 利用条件

① イベント期間中は必ず1名は常駐し、自らプロモーションを行うこと。

② みの下マルシェ（店外）：販売手数料15%

※精算については売上げ代金を一旦お預かりし、販売手数料を控除した金額を月末締め翌月20日までの支払いとする。

※バーコード決済（Pay Pay など）につきましては現金化していただき、金額に含めてください。

「み」の下マルシェ

7 注意事項

- 食品を試食・販売する場合は、衛生管理を徹底すること。
- 陳列は、原則として出店開始時間までに行うこと。
- 搬入、陳列、販売、撤去及び搬出は利用者が行うこと。
- 釣り銭等販売に必要なものは、利用者で準備すること。
- 販売に係るPOP、パンフレット、チラシ、ポスター等は利用者が準備すること。
- 販売員は、お客様に不快感を与えない服装で接客すること。
- 販売員の飲食物は、各自で準備すること。
- 販売員は、お客様の個人情報（ご住所、電話番号など）を取得しないこと。
- 販売に使用する特殊な機器は、事前に店舗側と打ち合わせを行うこと。
- 商品のストックヤードや冷凍庫等は限りがあるので、商品の搬入・保管については、事前に店舗側と打ち合わせを行うこと。
- 保健所への臨時営業許可等が必要な場合は利用者で事前に手続きを行うこと。
- ゴミは各自持ち帰ること。
- 利用にあたり付属設備等を棄損又は汚損したり、県や県物産貿易振興センター第三者に損害を与えたりした場合は、利用者が責任を持って補償すること。
- 新型コロナウイルス感染予防の為、下記の感染拡大防止に向けた取組を徹底していただくようお願いします。

【感染拡大防止に向けた取組】

- ① 販売員のマスク着用
- ② 販売員の手洗い・手指消毒の徹底
- ③ 会計時の立ち位置の表示
- ④ キャッシュトレイによる現金の受け渡し
- ⑤ 顧客用のアルコール消毒液の設置
- ⑥ 試食の中止

● 申込方法等

1 申込期限

随時

※原則として前月 10 日申込締め。

2 提出書類

別紙「イベント申込書」にてFAXもしくはメールにてお申込みください。

3 通知結果

結果については日程を決定後、前月 25 日までにお知らせします。また、イベント期間が重複した場合は、県物産貿易振興センターで調整させていただきますので、ご希望に添えない場合があります。

4 申込先、問い合わせ先

公益社団法人 宮崎県物産貿易振興センター 宮崎本部営業課 担当：前田
〒880-0804 宮崎市宮田町1番6号 宮崎県庁8号館1階
TEL 0985-22-7389 FAX 0985-22-7497
E-mail chihiro-maeda@m-tokusan.or.jp